

新たな助成方式と助成機関の設置等を含む長期的施策の確立が必要である。

以上の諸点が十分に配慮された国庫助成の当面の改善措置が速やかにとられるよう重ねて要望する。

11-21

総学庶第580号 昭和55年5月12日

内閣総理大臣 大平正芳 殿

日本学術会議会長 伏見康治

写送付先：衆議院議長、参議院議長、法務・外務・
大蔵・文部・厚生・農林水産・通商産業・運輸・
郵政・労働・建設及び自治各大臣、内閣官房長官、
総理府総務長官、警察庁・宮内庁・行政管理庁・
北海道開発庁・防衛庁・防衛施設庁・経済企画庁
・科学技術庁・環境庁・沖縄開発庁・国土庁及び
文化庁各長官、国立国会図書館長、会計検査院長、
人事院総裁、国立公文書館長、都道府県各知事、
政令指定都市各市長

文書館法の制定について（勧告）

標記について、日本学術会議第79回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。

記

公文書の取扱いについての国の基本方針を明らかにし、官公庁資料の系統的な収集、整理、保存、公開、利用の体制を確立するため、文書館法の制定を勧告する。

（別紙）

説 明

(1) 趣 旨

本会議は、昭和34年11月28日、第29回総会の議決に基づき、「公文書散逸防止について」の勧告を行い、これを契機として、昭和46年、総理府設置法の一部改正により総理府の附属機関としての国立公文書館が設置された。また、本会議は、昭和44年11月1日、第55回総会の議決に基づき「歴史資料保存法の制定について」の勧告を行い、都道府県を単位とする文書館の設立の促進を要望した。

この勧告の趣旨が生かされて、埼玉、東京、京都等をはじめとするいくつかの都道府県において文書館ないし資料室の設立、充実が図られたことは高く評価すべきである。

とはいえ、現在まで都道府県で文書館等が設立され、活動しているものは、全国で十指にみたない状況である。しかもこれらの文書館等には図書館の図書館法、博物館の博物館法にあたる法律が制定されていないため、その活動にはさまざまな制約があり、また、館員の地位、身分も不安定なものが少なくない。

こうした現状は、国全体からみるならば、その保存・公開・利用の面で必ずしも満足すべきものではない。

そこで、国民共有の文化的遺産であり、かつ、学術研究上貴重な資料でもある官公庁文書資料が散逸するままに放置されている状況に対し、本会議はとりあえず、昭和52年11月21日、第73回総会の議決に基づき「官公庁文書資料の保存について」の要望を行い、いったん廃棄されれば永遠に還らぬ官公庁文書資料の保存を強く訴えた。そして、ひきつづき、官公庁に現存する資料と今後生産される情報資料を統一的な視野のもとに、系統的に収集、整理、保存、公開、利用する体制を確立するための方策について審議を重ねた結果、本会議は、

- (イ) 国の公文書の取扱いに対する基本的な姿勢ないし方針を明確に宣言すること。
- (ロ) 文書館の設置及び運営に関する法的な整備を行うこと。
- (ハ) 文書館設置に必要な援助を与えること。

等を骨子とする文書館法の制定が不可欠であるとの結論に達したので、ここに同法の制定を勧告するものである。

(2) 文書館法に盛り込まべき内容の骨子

(イ) (定 議)

- a 文書館とは、官公庁資料を収集、整理、保存し、一般公衆の利用に供するとともに、公文書行政についての調査研究を行う機関をいう。
- b 官公庁資料とは、各省庁、政府関係機関及び地方公共団体が、その任務遂行上、作製、受理した文書（調査資料、統計資料を含む）その他の記録（写真、地図、マイクロフィルム、磁気テープ等）をいう。

(ロ) (設 置)

文書館は国立及び公立とし、各都道府県及び政令指定都市には必ず設置するものとする。なお、国及び地方公共団体は既存の文書館、資料館等をこれにあてることができる。

(ハ) (官公庁資料の範囲)

国は収集保存すべき官公庁資料の範囲についての統一的な基準案を作成し、公立の文書館はこれを基準とし地域にそくして独自にその範囲を決定することができる。保存の基準作成については学識経験者を含めた審議会の意見を聴取しなければならない。

(ニ) (業 務)

- a 各省庁、政府関係機関及び地方公共団体は、保存期間の経過した官公庁資料を文書館に移管するものとする。
各省庁の地方支分部局の資料は、現地保存の原則に従いその所在地の都道府県の文書館に保存を委託することができる。
- b 文書館に移管された資料は速やかに公開するものとする。ただし、人権侵害にわたるおそれのあるもの、国の安全及び利益をそこなうおそれのあるものについては、一定期間、非公開とすることができる。
- c 図書館などの収集した地方行政資料は文書館に移管し、一括保管することができる。

- d. 文書館は必要に応じて明治以前の文書・記録等を収集・保存することができる。
- e. 文書館は古文書、記録及び私文書、私記録等及びそれらの副本を収集し、または寄付、寄託を受けることができる。
- f. 文書館は収集した資料の目録を作製し、公開、利用に供する。
- g. 文書館には公文書行政についての専門職を置く。
- h. 文書館には運用についての諮問機関として学識経験者の参加する審議会を置く。
- i. 文書館には相互の連絡協議機関を置く。
- j. 国は公立の文書館の設置運営につき必要な援助を行うものとする。

11-22

総学庶第581号 昭和55年5月12日

内閣総理大臣 大平正芳 殿

日本学術会議会長 伏見康治

(写送付先：大蔵大臣、文部大臣、
科学技術庁長官)

「系統生物学研究所」(仮称)の設置について(勧告)

標記について、日本学術会議第79回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。

記

20世紀後半における生物科学は、分子レベルでの生命現象の解析が可能となったことにより、大きな発展と変革を遂げた。すなわち生物の多様性のほかにあらゆる生物に共通な統一原理を生命現象の中に見出し、そこに斉一性のあることについての理解に到達している。

日本学術会議 I U B S 研究連絡委員会は生物科学の発展を展望し、1960年代から生物科学のこのような発展に対応した研究体制のあり方について検討し、日本学術会議はそれに基づいて生物研究所(1966)や生態学研究所(1977)の設置に関する勧告を行ってきた。政府もまた前者の勧告に対して、「基礎生物学研究所」の設立をもって応えている。基礎生物学研究所は生命現象を細胞以下分子レベルで捉え、とくにその斉一性の解析に大きな成果をあげている。

一方生物を主として種レベルで捉え、斉一性の反面である多様性を実証的に明らかにしようとする研究は現在なおたち遅れている。

生物科学においては多様性の研究は斉一性の研究の基礎となっており、また斉一性の研究は多様性の研究の基礎となっている。この両者補完の関係が緊密に保たれることによってこそ、生物科学の一層の発展が期待される。

生物の多様性の実態を明らかにし、生物種の分化のあととその機構を実証科学的に捉えることにより、現存生物種の位置づけの客観性を求めようとするのが系統生物学である。

系統生物学は分類学と比較形態学に源をおくが、実証科学としての発展の中で方法論的にも多様化し、あらゆる生物学的手法のほか、物理・化学・数学の各領域からのアプローチもみられる。このために、系統生物学を志向する科学者の背景は多様であり、かつその所属研究機関もまた多